# 础町田法人会報

# 昭和 60年 盛 夏 号

#### 社団法人 町田法人会

東京都町田市原町田3-4-4 町商会館内

TEL. 0 4 2 7 (26) 2 4 5 3 (26) 4 1 3 2

発行日 昭和60年8月20日

# 第15号 (通刊43号)



美女柳 撮影 村田 亘氏

題字は早川町田税務署長

ご挨拶(三橋会長)2	町田税務署幹部異動による紹介17
第 5 回通常総会開催される3	税制改正のあらまし18
選任された役員4	委員会だより24
祝辞(町田税務署長)5	会費の自動振替のお勧め27
青色申告制度施行35周年記念表彰6	研修委員会よりお知らせ28

次



# ご挨拶

#### 社団法人 町田法人会会長 三 橋 忠 正

暑さ厳しき折、皆様には益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。

平素は、当会の運営につきまして税務当局並び に関係各位と会員の皆様方には多大なご支援とご 協力を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

社団法人発足以来五年目にあたりまして、会の発展も誠に目覚しいものがあり、かねてより重点施策としての会員増強と加入率の向上、並に広報研修・厚生など各事業活動も充実され、加えて青年部会・婦人部会・源泉部会の強化拡充をはかり会員のメリット作りに邁進致して参りました。

特に会員増強運動につきましては、会員数二千 六百社・加入率八十%以上を達成、東法連四十六 法人会中、上位にランクされ過般の東法連総会に 於きましても『会員増強優秀会賞』を受賞、本会 より五名の方々が会員増強最上位功労者としての 栄与に浴したのであります。

これらの多大な成果は偏えに組織委員会・会員 増強委員会の皆様の数ヶ月に及ぶご尽力の賜もの でございます。当会と致しましても、第五回通常 総会におきましてこの方々のご努力に対し功労顕 彰を申し上げ、感謝状の贈呈をいたしました。

尚この外、研修委員会の税法説明会の実施・簿 記講座の開講、広報委員会、源泉部会の活動など 多々ございますが、これらの活動状況については 次の議案内容をご覧頂きまして、ご理解賜り度い と存じます。

終りに、関係各位並に会員の皆様のご指導と、 ご協力に対しまして重ねて御礼申し上げ、皆様の 益々のご精進とご発展を祈念致し私の挨拶と致し ます。

### 暑中お見舞申しあげます

副 会 長 石井 儀 副会 鈴木 英 IE. 長 八木下 正 男 町田南地区会長 小 山 克 己 町田中央地区会長 幸 町田北地区会長 古関 泽 井 上 南第一地区会長 恵 博 中里猪 南第二地区会長 博 鶴川地区会長 萩生田 忠生地区会長 若 林 忠 次 堺地区会長 木下公 福

岩 波 総務委員長 弘 介 組織委員長 小 川 量 戸 井之上 税制委員長 哲 夫 中島 貞 雄 研修委員長 良吉 厚生委員長 諸橋 広報委員長 藤  $\mathbf{H}$ 義徳 義男 財務委員長 森 IF. 会員增強委員長 木口 源泉部会長 四ヶ所 守 金 子 仙太郎 青年部会長 敏 子 婦人部会長 堤

# 第五回通常総会 (<sup>通算)</sup> 開催される

社団法人町田法人会 第5回通常総会が、5月 27日(月) 午後3時より、千寿閣において開催され

町田税務署よりは、早川署長はじめ幹部の方々本年4月1日開所の東京都町田都税事務所長、東京税理士会町田支部よりは支部長代理安部副支部長、町田市長代理鈴木収入役、町田商工会長の他関係機関より多数の来賓を迎え、会員百数十名列席のもとに極めて厳粛裡に開催されました。

当日は総会に先だち、町田税務署主催による、 青色申告制度施行35周年記念表彰式典が挙行され ました。

総会は、司会 杉浦理事より、本総会の成立条件が適法である旨の報告があり、石井副会長の開会の挨拶に続いて、(社)町田法人会の定款に定めるところにより、三橋会長、議長となり議事に入いる。

1. 議事録署名人は、下記2名が選出された。 町田市原町田4-5-13 森 義男 町田市原町田6-8-6 中島貞雄

#### 2. 議事

第1号議案 昭和59年度 事業報告承認の件 第2号議案 昭和59年度 決算報告承認の件 以上2件 森山総務副委員長より報告、会 計監査報告を岩沢監事より報告

第3号議案 昭和60年度 事業計画(案)承認



の件

第4号議案 昭和60年度 収支予算(案)承認 の件

以上2件 森山総務副委員長より報告 第1号議案より第4号議案の各議案とも原案 どおり承認可決された。

第5号議案 任期満了に伴う理事及び監事改 選の件については、役員選考委 員並びに地区会長にての選考委員会が招集され、次の各氏が理事として選任された。

なお昭和60年6月10日の定例理事会において理 事の互選により、会長・副会長・常任理事が選任 され就任されました。

選任された役員は、次頁のとおりです。



# 選任された役員

役 職	氏 名	事業所名	役 職	氏 名	事業所名
会長	三橋 忠正 石井 儀一	(有)三橋宝永堂 (株)マサダヤ	理事	阿部 直	(株)内藤電誠町田製作所 愛 洋 商 事(株)
一	鈴木 英正	(株)鈴 加	"	大川 健次	相模工機(株)
常任理事	八木下正男	(前丸 孝 家 具 店	"	貝瀬 収三	(株)カイセエ業
"	小山 克己	(株)三 和	"	松山 在九	(株)マ ツ ヤ マ
"	古関 隆幸	(有)古 関 商 店	"	高尾 伸	高尾 建設㈱
"	井上 恵博	(株)ケーユー商事	"	飯田 直敏	㈱飯 田 屋 本 店
"	中里 猪一	㈱中里ハウジング	"	石川 光男	(株)協和精密工業
"	萩生田 博	萩 生 田 産 業㈱	,	老沼 和夫	㈱町田中央建設
"	若林 忠次	(有)若 林 工 務 店	"	杉浦 信男	(株)中 野 屋
"	木下 公福	(有)ハッピーストアー	"	岩村 英雄	(株)ア イ コ ー
"	岩波 弘介	岩 波 建 設㈱	"	市川 武雄	(株)市川シート製作所
"	小川 量司	(株)マ ル カ ワ	"	尾辻 胖	㈱電 巧 舎
"	井之上哲夫	(株)久 美 堂	"	杉山 英夫	(前杉 山 商 店
"	中島 貞雄	なかじま商事㈱	"	加藤 史朗	ワ タ ヤ 商 事(株)
"	諸橋 良吉	(株)町 田 小 田 急	"	八木 要	八木食品産業㈱
"	藤田 義徳	(株)総 合 図 書	"	川口 修一	中央消防機器㈱
"	木口 正	(有)クラウン興業	"	前田国太郎	(有)前 田
理事	森 義男	(株)鳥 円	監 事	岩沢 正義	(株)岩 沢 商 会
"	四ヶ所 守	医芙蓉会芙蓉病院	"	加藤 忠男	侑ふ じ 商 会
"	金子仙太郎	(株)金 子 商 店	"	村田 清	(株)櫻 屋
"	森山 兼光	(株)森 山 商 事			

以上にて、第5回通常総会は滞りなく終了、引続いて59年度会員増強運動に功労のあった方々に対して、三橋会長より感謝状並びに記念品の贈呈が行われた。続いて、来賓代表として、町田税務署早川署長、町田都税事務所澄川所長、町田市長代理鈴木収入役、東京税理士会町田支部長代理阿部副支部長よりご鄭重なご祝辞を賜り、鈴木副会長の閉会の挨拶により総会の次第は総て終了、会場を別室に移し懇親会が催された。

☆来賓のご祝辞につきましては、各位のご祝辞を、掲載すべきところ紙面の都合により割愛させて頂きましたことを深くお詫び申しあげます。



# 祝

# 辞

#### 町田税務署長 早 川 博 治

本日は、社団法人町田法人会の第5回通常総会にお招きをいただき、またお祝いのことばを申し述べさせていただく機会を得ましたことを、大変光栄に思っております。

ただいまは、昭和59年度の決算報告、事業報告並びに昭和60年度の予算事業計画等の議事について慎重かつ熱心なご審議の結果、全ての議案が満場一致で承認されましたことに対し心からお祝い申し上げます。

顧みますと、町田法人会は昭和55年8月の社団 化以来、会員数の拡大強化と地域に密着した事業 を推進してこられ、今日では会員加入率が町田税 務署管内の全法人の80%を超える程に目覚ましく 成長されておりますが、これも偏えに三橋会長を 初め、小川組織委員長、井上会員増強特別委員長 のもとで会員増強に、お骨折りのあった役員の皆 様方のご努力と会員のニーズに添った各種の会活 動の進展の賜とお慶び申し上げるとともに、この 会員増強運動の功績に対し、ただいま会長から会 員増強功労者に対する感謝状を受彰された皆様に 対しましても、心からお祝い申し上げる次第であ ります。

また先程承認されました昭和60年度の事業計画のもとで、いよいよ新年度の会活動がスタートすることになるわけですが、皆様が計画された様々な事業活動が、会員の皆様方の揺るぎなき団結力のもとで円滑に実施され町田法人会が益々充実されんことを心からお祈り申し上げます。

ところで最近の税務行政を取り巻く環境は納税者の増加傾向に加え、経済取引の複雑化、広域化などにより、ますます難しさを増しており加えて行財政改革に関する論議の高まる中で税負担の公平確保をめぐり、税制のみならず税の執行面についても国民の関心と期待は一段と高まりを見せております。このような状況のもとで私ども税に携

わる者と致しましては、納税者との相互信頼を基 礎として血の通った税務行政を常に心掛け公平か つ適正な課税の実現が、最重要課題であると認識 しており、その実現に努めているところでありま すが、一人税務当局の力だけでは、到底実現でき るものではなく誠実な納税者の育成と会員企業の 発展に努めておられる法人会の皆様のお力添えを 頂くことが極めて重要であると思っている次第で す。

三橋会長を初め役員の皆様方におかれましては 何とぞ税務行政の良き理解者として、ますます法 人会組織の拡大と会員に対する指導の充実を目指 した事業活動を進められますようお願い申し上げ ます。このため私共としてお手伝いできますこと は、最大限の努力を傾注致す所存であります。

終りに臨み社団法人町田法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、事業のご繁栄を心から 祈念致しまして、私の祝辞と致します。



#### 青色申告制度施行35周年記念表彰

東京国税局長より三橋会長が表彰され 町田税務署長より6氏が表彰される

通常通会に先だち、青色申告制度施行35周年記念に際して、東京国税局長より(社)町田法人会会長三橋忠正氏が受彰の栄誉に浴され、披露を早川町田税務署長より報告され、続いて青色申告制度施行35周年記念に際して、町田税務署長表彰が、次の各氏に対して行われた。

石井儀一 (株)マサダヤ

木下公福 (有)ハッピーストアー

斎藤 繁 (有)さいとう





杉浦信男 ㈱中野屋 中里正一 都生工業㈱ 藤田義徳 ㈱総合図書

早川町田税務署長より、感謝状授与の栄誉に浴されました。

#### 第1号議案 昭和59年度事業報告概要

☆ (財) 全国法人会連合会関係 行事 10回 ☆ (社) 東京法人会連合会関係 行事 47回 ☆三多摩法人会連合会関係 行事 10回 ☆ (社) 町田法人会関係

- ◎ 会議 △総会1回 △監査1回 △定例理事会7回 △役員会6回 △委員会15回 △打合会4回 △地区役員会8回
- ◎ 事業 △地区別研修会 7 回 △年末調整事務 説明会 6 回 △実務簿記講習会 初級 9 回 中 級 7 回 △新設法人税務説明会12回 △決算法 人稅務説明会12回
- ◎ 会員増強関係 59年11月10日~60年3月末 町田法人会全役員により実施される。
- ◎ 関連行事 8回
- ◎ その他

全法連関係 ※昭和60年度税制改正要望事項の 提出 ※大小会社区分立法問題に関するアン ケート実施 ※土地に対する固定資産税及び 都市計画税の課税標準額並びに自治体の税に 対する条例の調査

東法連関係 ※単位法人会の青年部会・婦人部 会の研修事業の実態調査 ※単位法人会の職 員就業規則等についての実態調査

昭和59年10月24日付にて 昭和60年度税制改正 要望事項について

地元選出衆議院議員 伊藤公介・石川要三・ 山花貞夫の各議員に対して(社)東京法人会 連合会会長 金原四郎、(社)町田法人会会長 三橋忠正連記にて陳情を行なった。

- ◎ 源泉部会関係 諸行事 12回
- ◎ 青年部会関係 諸行事 37回
- ◎ 婦人部会関係 諸行事 27回

#### 第 2 号議案 昭和 59 年度決算報告及び監査報告承認の件

#### 昭和59年度 収 支 決 算 書

#### 自昭和59年4月1日至昭和60年3月31日

#### I 収支計算の部

#### 1. 収入の部

(単位 円) 凸は減を示す

£I D				(十世: 1) 二位(大 2 小 )	
款	科 目 項	予 算 額	決 算 額	差 異	摘要
	会 費 収 入	24,771,600	20,923,700	△3,847,900	期末会員数(2,614社)
	基本財産運用収入	296,000	269,250	△ 26,750	定期預金(基本金)利息
Ì	補助金収入	1,728,000	2,545,480	817,480	大型保障謝金等
	雑 収 入	527,000	1,251,373	724,373	普通預金利息、簿記講座等
	前期繰越収支差額	790,927	790,927	0	
42	区 入 合 計 (A)	28,113,527	25,780,730	△2,332,797	

#### 2. 支 出 の 部

*4	科目	予算額	决 算 額	差 異	摘 要
款	選 講 演 会 費	1,045,000	1,182,730	137,730	各種税法説明会、簿記講座等
	研究懇談会費	515,000	296,150	△ 218,850	税務懇談会費等
	地区、支部運営費	800,000	789.300	△ 10.700	地区、支部運営活動費
事	会報発行費	2,837,000	3,376,270	539,270	会報、名簿発行費用
}	連合会会報費	1,800,000	2,077,815	277.815	「法人の税務」、発送料
業	上 安安報費		452,200	117,200	広告料、野立看板地代
*	連合会費	335,000 400,000	398,000	△ 2,000	全法連、東法連、三法連等の会費
	会員增強推進費			△ 366,420	会員勧奨費用
費		416,000	49,580	△ 805,940	
	行 事 費	3,001,000	2,195,060		通常総会費用、各部会の行事費等
-	通信費	600,000	424,835	△ 175,165	行事等案内通信費用 +
	印刷製本費	500,000	143,850	△ 356,150	封   筒   等
		12,249,000	11,385,790	△ 863,210	
	給料手当	8,200,000	6,746,038	△ 1,453,962	
	退職給与引当金繰入	1,355,000	1,355,000	0	冒田(日水刺 类丛水石以入入兼桥
	福利厚生費	100,000	118,186	18,186	雇用保険料、勤労者互助会会費等
	役員会費	210,000	245,900	35,900	定例理事会等
管	委員会費	200,000	85,840	△ 114,160	各委員会の会議費用
	旅費交通費	350,000	410,880	60,880	<b>役職員交通費</b>
	消耗品費	550,000	289,803	△ 260,197	事務消耗品等
	水道光熱費	250,000	231,530	△ 18,470	事務所、ガス、電灯代並に共益費
理	賃 借 料	1,032,000	1,032,000	0	事務所賃借料
	支払手数料	500,000	334,060	△ 165,940	三井ファイナンス委託手数料等
	電算購入繰入	500,000	500,000	0	電算購入積立金
	備品購入費	100000	65800	△ 34200	空気清爽機、ホワイトポード等
費	慶 弔 費	100000	95,500	△ 4500	会員関係慶弔費
	渉 外 費	350000	221,411	△ 128,589	各種団体祝金等 
	図 書 費	5 0,000	20500	△ 29,500	税務関係新聞購読料
	雑 費	100,000	120519	20519	送金料等
	諸 税 公 課	70000	66.600	△ 3,400	自動車税等
î		14,017,000	11,939,567	△ 2,077,433	
튁	事業費・管理費計	26,266,000	23,325,357	△ 2,940,643	the state of the s
	車 両 費	500,000	200,990	△ 299,010	ガソリン代、保険料等
	会館積立金	1,000,000	1,000,000	0	
	予 備 費	347,527	0	△ 347,527	
	支 出 合 計(B)	28,113,527	24,526,347	△3,587,180	
7	欠期 繰 越 収 支 差 額 (C=A-B)	0	1,254,383	1,254,383	

#### Ⅱ 正味財産増減計算の部

#### 1. 増 加 の 部

科 目	决 算 額	摘要
会館積立国債	1,000,000	
   備 品 増 加 額 	65,800	空気清爽機、ホワイトポード、掃 除機
│ │ 退職給与積立預金 │	1,355,000	
電算購入積立預金	500,000	
前期繰越増減差額	3,320,549	ダットサンサニー 55 年型 1 両、 会旗、複写機 2 台、宛名印刷機、 冷暖房機 2 台、タイプライター、 保証金、電話加入権
増 加 額 合 計 (D)	6,241,349	

# 2. 波 少 の 部

科目	決 算 額	摘	要
会館積立引当金繰入額	1,000,000		
┃ ┃ 退職給与引当金繰入額 ┃	1,355,000		
┃ ┃ 電算購入引当金繰入額 ┃	500,000		
減少額合計(E	2,855,000		
次期繰越増減額(F (F=D-E)	3,386,349		
剰 余 金 合 計 (G (G=C+F)	4,640,732		

貸借対照 昭和60年3月31日現在

資 産 の	部	負債の	部
1. 流 動 資 産		1. 流 動 負 債	
(1) 現 金	34,543	(1) 預 り 金	28,448
(2) 当 座 預 金	122,871	流動負債計	28,448
(3) 普通預金	1,025,417		ı
(4) 国 債	100,000	2. 固 定 負 債	
流動資産計	1,282,831	(1) 会館積立引当金	1,000,000
		(2) 退職給与引当金	2,880,000
2. 固定資産		(3) 電算購入引当金	500,000
(1) 有形固定資産		固定負債計	4,380,000
車 両	856,600	負債の部合計	4,408,448
什器備品 ————————————————————————————————————	2,094,800		
有形固定資産計	2,951,400	3. 正味財産	
(2) その他の固定資産		(1) 基 本 金	5,000,000
電話加入権	86,949	(2) 剰 余 金	
保証金	348,000	次期繰越収支差額	1,254,383
その他の固定資産計	434,949	次期繰越增減差額	3,386,349
(3) 基本財産定期預金	5,000,000	剰余金計	4,640,732
(4) 会館積立国債	1,000,000	正味財産合計	9,640,732
(5) 退職給与積立定期預金	2,880,000		
(6) 電算購入積立通知預金	500,000		
固定資産計	12,766,349		
資産の部合計	14,049,180	負債及び正味財産合計	14,049,180

財 産 目 録

#### 昭和60年3月31日現在

科	目	摘	要	金	額
資産の	部				
現	金				34,543
当座預	金	横浜銀	行 町田支店	34,431	
		三 井 銀	行 "	40,700	
		協和銀	行 南町田支店	47,740	122,871
普通預	金	横浜銀	行 町田支店	248,836	
		富士銀	行 "	45,424	
		八千代信用金	庫 //	31,248	
		三 井 銀	行 "	78,352	
		住 友 銀	行 "	10,286	
		三菱銀	行 "	126,234	
		安田信託銀	行 "	46,081	
		東京都民銀行	玉川学園支店	2,400	
		東都信用組	合 原町田支店	433,445	
		八千代信用金	庫 南町田支店	3,111	1,025,417
国	債	国際証券	株)町田支店		100,000
│ 定 期 預 │ (基 本	金 金)	横浜銀	行 町田支店	2,000,000	
		富士銀	行 "	1,000,000	
		八千代信用金	庫 //	2,000,000	5,000,000
定期預   (退職給与引	金 当金)	富士銀	行 "	1,000,000	
_		三菱銀	行 "	1,880,000	2,880,000
国 (会館積立引	債 当金)	野村証券	株) // 他9社		1,000,000
通 知 預 (電算購入引		八千代信用金	庫 //		500,000
保 証	金	事務所保証	金		348,000
車	両	ダットサンサ	ニー 55 年型		856,600

科 目	—————————————————————————————————————	金	—————— 額
什器 備品	会 旗(懳町田法人会)	280,000	
	複写機(キャノン)	290,000	
	<b>"</b> (リコー)	360,000	
	冷暖房機(東芝)	438,000	
	"(三洋)	265,000	
	宛名印刷機	238,000	
	タイプライター(シルバーリード)	158,000	
	空気清爽機	20,000	
	ホワイトボード	22,800	
	掃除機	23,000	2,094,800
電話加入権			86,949
資産の	部 合 計 (A)	14,04	9,180
負債の部			
預 り 金	源泉所得税	16,410	
	雇用保険料	12,038	28,448
負債の	部 合 計 (B)	2	8,448
引当金の部			
会館積立引当金			1,000,000
退職手当引当金			2,880,000
電算購入引当金			500,000
引当金	の 部 合 計 (C)	4,38	0,000
差引直	E 味 財 産	9,64	0,732

以上の通り報告致します。

昭和 60 年 5 月 9 日

社団法人 町田法人会 会長 三 橋 忠 正

以上の決算書類を監査したところ、適正かつ正確であること を認め報告します。 .

昭和 60 年 5 月 9 日

監事 岩 沢 正 義 <sup>①</sup>
監事 加 藤 忠 男 <sup>②</sup>

田

清

**(1)** 

監 事

村

#### 第3号議案 昭和60年度事業計画 承認の件

#### 昭和60年度 事業計画

事業計画の大綱については、前年度と特に変わることなくこれを踏襲することとするが、地区会における、支部並びに班制度の整備、また各委員会の強化等、活動基盤が整備されつ」あることに鑑み本年度は次の諸点に重点をおく。

#### I 重点事項

1. 会員増強と加入率の向上

多年にわたる努力の結果、会員数及び加入率は相当高い水準に達した。 しかし新設法人は恒常的に増加し会員移動が激しい現状に鑑み、会員増強 はなお会活動の重要な行事である。本年度も引き続き加入率の維持向上に 努める。

#### 2. 委員会の活用

支部編成の強化等により地区会の活動基盤がほぼ整備されたことに鑑み、 本年度は特にこれらを活用してキメの細かい活動を行なう。

支部役員についてはその役割りを徹底させると共に組織活動が十分発揮できるよう配意する。同時に各委員会を活用して地区会との結びつきを強固にし委員会の活性化に資するよう努める。

#### 3. 広報、厚生事業の活発化

広報、厚生事業においては各組織を通じて諸情報の提供、各種福利制度 の普及、推進に努める。

#### 4. 税制に対する研究と要望

税制については、会員の要望を確実にとりあげると同時に税制一般について、一層の検討を重ね、中小法人税制、直間比率問題等に重点をおいて意見をまとめ上部機関を通じてその実現をはかる。

#### 5. 外部機関との連絡協調

われわれの活動には、指導機関である税務署また友誼団体としての税理 士会との密接な連絡協調を欠くことができないので、これら各外部機関と

#### の接触をなお一層密にするよう努める。

#### Ⅱ 事業計画

- 1. 組織の強化
  - (1) 会員増強の積極的推進と加入率の維持
  - (2) 各種委員会の機能の強化
  - (3) 本部並びに地区組織の強化
- 2. 税制関係
  - (1) 税制に関する調査研究
  - (2) 税制改正要望大会に対する積極的協力
  - (3) 政府、国会に対する要望
- 3. 税務行政関係
  - (1) 会員の質的向上
  - (2) 税務行政に対する要望意見の具申
  - (3) 税務当局との研修会、懇談会の開催
  - (4) 青色申告制度の普及
  - (5) 納税協力団体との協調連携
  - (6) その他税務行政に関する事項
- 4. 税務に関する研究、指導
  - (1) 税法並びに取扱い通達の研究指導
  - (2) 経営、経理の自主点検の普及並びに申告水準向上のための指導
  - (3) 源泉徴収事務の適正化に関する指導
  - (4) 小規模法人に対する記帳指導の推進
  - (5) 既存プロック制の共催事業の活用
  - (6) その他税務に関する事項
- 5. 講習会、説明会関係
  - (1) 税法、簿記、会計、経営に関する講習会の開催
  - (2) 各種説明会の開催
    - (イ) 改正法令等の説明会

- (中) 年末調整事務等に関する説明会
- (\*) 源泉徴収事務等に関する説明会
- (二) 決算書、申告書作成に関する説明会
- (ホ) その他税務に関する説明会
- (3) 税理士会等に対しての講師派遺の要請
- 6. 広報、出版関係
  - (1) 法人会報、及び会員名簿の発行
  - (2) 各種資料の収集並びに頒布
  - (3) 参考書、説明会用のテキストの取次
  - (4) 改正税法並びに取扱い通達等の速報
  - (5) 法人の税務の配付
  - (6) その他広報に関する事項
- 7. 福利、厚生関係
  - (1) 大型保障制度並びに退職共済制度等の普及及び加入推進
  - (2) 会員の健康管理のため、人間ドック及びがん保険制度の普及並びに利用促進
- 8. その他
  - (1) 会館建設資金の積立
  - (2) 電算化に伴なう調査研修
  - (3) 弁護士による法律説明会

#### 第4号議案 昭和60年度収支予算 承認の件

#### 昭和60年度 収 支 予 算 書

自昭和60年4月1日至昭和61年3月31日

#### 1. 収入の部

(単位 円) △は減を示す。

	科 目	昭和60年度	前 年 度	増 減	摘要
款	項	予 算 額	予 算 額	76 05	, n=1
	会 費 収 入	24,141,400	24,771,600	△ 130,200	
	基本財産運用収入	269,000	296,000	△ 27,000	基本財産定期預金利息
	補助金収入	2,494,000	1,728,000	766,000	全法連、東法連大型保障謝金等
	雑 収 入	590,000	527,000	63,000 普通預金利息、簿記講座等	
	前期繰越収支差額	1,254,383	790,927	463,456	
収入合計(A) 29,248		29,248,783	28,113,527	1,135,256	

#### 2. 支 出 の 部

	科 目	昭和 60 年度	前年度	増 滅	摘要
款	項	予 算 額	予 算 額	<sup>2</sup> E (94	ب امار
	講習講演会費	1,568,000	1,045,000	523,000	税法説明会、簿記講習会等
	研究懇談会費	355,000	515,000	△ 160,000	税務懇談会費
垂	地区、支部懇談会費	770,000	800,000	△ 30,000	地区支部、事業費
.g.	会 報 発 行 費	4.292,000	2,837,000	1,455,000	会報、会員名簿印刷並びに郵送料
	連合会会報費	1,872,000	1,800,000	7 2,0 0 0	「法人の税務」購入並びに郵送料
業	広 報 費	332,000	335,000	△ 3,000	野立看板地代、広告料等
	連合会費	400,000	400,000	0	東法連、三法連会費等
[	会員增強推進費	316,000	416,000	△ 100,000	增強月間運動諸費用
費	行 事 費	3,000,000	3,001,000	△ 1,000	通常総会、青年部会、婦人部会費用等
	通信費	550,000	600,000	△ 50,000	電話料、通信用切手、ハガキ等
	印刷製本費	300,000	500,000	△ 200,000	簿記講習他印刷代
4	業 費 計	13,755,000	12,249,000	1,506,000	
	給 料 手 当	9,500,000	8,200,000	1,300,000	職員給与並びにパートタイマー支出
	退職給与引当金繰入	207,500	1,355,000	△1,147,500	
	福利厚生費	110,000	100,000	10,000	労災、雇用保険、勤労者互助会等
	役員会費	250,000	210,000	40,000	定例理事会等費用
管	委 員 会 費	200,000	200,000	0	各委員会会議費用
	旅費交通費	450,000	350,000	100,000	役職員交通費
	消耗品費	380,000	550,000	△ 170,000	事務消耗品、その他消耗品
	水道光熱費	250,000	250,000	0	事務局、ガス、電灯料他
理	賃 借 料	1,032,000	1,032,000	0	事務局、会議室賃借料
	支 払 手 数 料	450,000	500,000	△ 50,000	三井ファイナンス委託手数料
	電算購入繰入	500000	50000	0	電算購入積立金
	備品購入費	60,000	100,000	△ 40,000	ガス温風機
費	慶 弔 費	100000	100,000	0	会員供花代他
	渉 外 費	350,000	350,000	0	関連団体、対外的慶弔
	図 書 費	5 0,0 0 0	50,000	0	
	雑費	100,000	100000	0	
	諸 税 公 課	50,000	7 0,0 0 0	△ 20,000	自動車税、印紙代
智	理 費 計	14,039,500	1 4,0 1 7,0 0 0	22,500	
与	事業費·管理費計	27,794,500	26,266,000	1,528,500	
	車 両 費	120,000	500,000	△ 380,000	ガソリン代、車検料他
	会 館 積 立 金	1,000,000	1,000,000	0	会館建設積立金
	予 備 費	334,283	347,527	△ 13,244	
ż	之 出 合 計	29,248,783	28,113,527	1,135,256	

# 町田税務署幹部異動により 皆様に直接関係のある方々のご紹介



河内副署長



新しく着任された 中杉総務課長



新しく着任された 法人税源泉所得税 第一部門 野坂統括官



新しく着任された 法人税源泉所得税 二部門 阿部統括官



法人税源泉所得税 第一部門 会津指導官



冶療や診療のために直接要した 控除できる医療費というのは 次のような費用

税金が軽減される医療費控除と 額の医療費を支払った場合には

⑦実家で出産する場合の里帰り

⑩メガネ代 ⑨湯治費用 ⑧美容整形

①健康診断や人間ドックの費用 ミスのないようにご注意を。 これらの他にもまだいくつか

間のすることですからミスは必 ずつきものですが、これだけは に耳にすることがあります。人 医療ミスということを、 ③健康増進のためのビタミン剤

⑤疲労回復のためのスポーツマ ④入院費用のうち、 や精力剤など ッサージなど、治療目的以外 日用雑貨類

⑤重病、歩行困難等以外のタク

絶対あってはならないことです

①医師、看護婦等への謝礼 ②親族が付添いをした時の謝礼

# 昭和60年度 税制改正のあらまし

# 〔法 人 税 関 係〕

昭和60年度の税制改正中、法人税関係の主要なものは、次のとおりです。

項目	改正内容	適用時期	経 過 措 置
公益法人等の法 人税率の引上げ (法66, 法99) 措法42	公益法人、協同組合等および特定の医療 法人の法人税率が次のとおり引上げられま した。 留保分 配当分 清算所得 協同組合等 26→28 22→23 23.9→25.8 %→% %→% %→% % 公益法人等 26→28 特定医療法人 %→%	60年4月1日以後 に終了する事業年 度、同日以後の解 散、合併から	
貸倒引当金 (令97)	法定繰入率をそれぞれ次のように引下げる。 ①卸小売業 1,000分の13→1,000分の10 ②割賦小売業 1,000分の16→1,000分の13 ③製造業 1,000分の10→1,000分の8 ④その他の事業 1,000分の8→1,000分の6	昭和60年4月1日 以後終了する事業 年度から。	
所得税額控除の 特例 (新設) (措法68の2)	昭和60年4月1日から65年3月31日までの間に終了する事業年度に限って、利子・配当等について源泉徴収された所得税の控除限度額をその期の法人税額までとする。控除しきれない部分は4年間にわたって繰越控除し、残額は4年目に還付する。	昭和60年4月1日 以後に終了する事 業年度から。	
交際費の課税の 特例(措法62)	適用期限を昭和62年3月31日開始事業年度 まで2年間延長する。		
中小企業者の機 械等の特別償却 (措法45の3)	①増加投資額の特別償却を廃止する。 ②医療用機械等の特別償却率を18%から16 %に引下げる。	②については、昭 和60年4月1日以 後に取得等される ものから	①昭和60年3月31 日までに取得して 事業の用に供した ものに係る増加投 資額については30 %の特別償却を認 める。

	;		②同日までに取得 等された医療用機 械等については旧 償却率を適用する。	
新築貸家住宅等 の割増償却 (措法47)	①新築貸家住宅の割増償却割合を次のように引下げる。 耐用年数45年未満のもの 47%→42% 耐用年数45年以上のもの 70%→65% ②施設建築物の割増償却を「特定再開発建築物」の割増償却に改め、割増償却割合を30%とする。	昭和60年4月1日 以後に取得等され るものから。	①昭和60年3月31 日までに取得等住にのいては、 日まが築は、日本をでは、 日本を適用する。 ②同までに設までは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	
中小企業の試験 研究費の税額控 除 (新設) (措法42の4)	中小企業者,農業協同組合等の支出した試験研究費の額の6%に相当する額を,法人税額の15%を限度に,税額控除する。基盤技術開発研究用資産を取得し,事業の用に供した場合には,さらにその取得価額の7%相当額を上積控除する。ただし,この場合にも,控除税額は法人税額の15%を限度とし,繰越しは認められない。 従来の増加試験研究費の税額控除との重複適用は認められない。	昭和60年4月1日 から昭和63年3月 31日までの間に開 始する事業年度。 基盤技術開発研究 用資産については, 同年度内に取得され事業の用に供されたものに限られる。		
中小企業者の技 術開発用機械等 の特別償却,組 合賦課金の任意 償却 (新設) (措法45の2)	①中小企業者,「中小企業技術開発促進臨時措置法」の認定計画に基いて取得する一定の機械及び装置,建物及びその附属設備につき,それぞれ次の割合の特別償却を認める。 機械及び装置…取得価額の16% 建物及びその附属設備…取得価額の8%(注)特別償却不足額は繰越することができる②同法による認定を受けた組合に対して,その構成員である中小企業者が支出する賦課金の任意償却を認める。	①認定を受けた組合の構成員である中小企業者が、認定期間内に取得等して事業の用に供したもの②昭和60年4月1日から62年3月31日までの間に支出する賦課金		

# 〔源泉所得税関係の改正〕

#### I 納期限の特例関係

- 1. 源泉所得税の納期の特例適用者が所定の届出書を提出したときは、源泉所得税の滞納がないことなどを要件に、その届出書を提出した年以後の各年7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は、翌年1月20日とされることになりました。
- (1) 給与の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者については、所轄税務署長に「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出してその承認を受けることにより、給与や退職手当、税理士等に支払う報酬・料金から源泉徴収した所得税を次のように年2回にまとめて納付することのできる納期の特例制度が設けられています。

	区	分	納	期限
1	1月から6月までの	間に源泉徴収した所得税		7月10日
2	7月から12月までの	間に源泉徴収した所得税	翌年	1月10日

- (2)イ 今回の改正で、この納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者が、その年12月20日までに「納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」を所轄税務署長に提出したときは、その届出をした年以後の各年の7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は、翌年1月20日とされることになりました。
  - ロ ただし、その届出をした年以後の各年において、次のいずれかに該当する事実がある場合には、この納期限の特例の適用はなく、その年7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は、翌年1月10日となります。
    - (イ) その年12月31日において源泉所得税の滞納があること。
    - (ロ) その年7月から12月までの間に源泉徴収した所得税を翌年1月20日までに納付しなかったこと。

『町田税務署提供』

# ∽購入代金だけが取得価額ではない〜〜

・事業の用に供するまでの費用は含まれる〜

#### 調査官はここを否認した

〈ケース1〉 A社は、ポリエチレン製品の製造業者であるが、前期首において外国から射出成型機を 1,000万円で購入し、その際支出した関税 100万円を一時の損金としていたため、税務調査において機械の取得価額に算入すべきものとして、次の通り更正を受けた。

法人計算の償却費の額

3,500,000円

税務計算上の償却限度額

2,750,000円

税務計算上損金に算入されない償却超過額

3,500,000円-2,750,000円=750,000円

〈ケース2〉 卸売業を営むB社は、店舗および倉庫が手狭になったため、土地とともに建物を取得したが、この建物は住宅用に建てられたもので、しかも老朽化していたため、取得後直ちに取り壊し、新たに店舗と倉庫を新築した。

期末において、取り壊した建物の帳簿価額 200万円と、取壊し費用80万円を一時の損金としたが、税務調査において、土地の取得価額に加算すべきものとして、280万円の損金 算入を否認された。

#### なぜ否認されたか

固定資産の取得価額は、その資産の購入代価のほか、引取運賃、荷役費、運送保険料、 購入手数料、関税など取得のために要した支出額および事業の用に供するために直接要した支出額の合計額とされています。 (令54)

従って、固定資産を取得するための付随費用も、取得価額に含めることとなります。 なお、固定資産の取得価額に算入する費用を具体的に例示すれば、次ページの表の通り です。 ケース1の場合、関税 100万円は購入した機械装置に係る購入の代価に含まれ、その取 得価額に含める必要があります。

なお、関税に相当する金額 100万円は、減価償却費の科目ではありませんが、取得価額に算入すべき付随費用のうち原価外処理したもので、税法上「減価償却費として損金経理したもの」として取り扱われると思われます(基通7-5-1)。

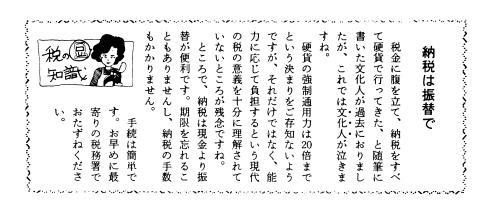
従って、前期において否認された償却超過額75万円は、その翌期以後において償却費と して損金経理をした金額に含まれますので(**法31②**)、たとえ、法人が帳簿価額の修正を行 わない場合であっても、償却超過額の一部の認容が行われることになります。

ケース2については、次ページの表を参照してください。

#### アドバイス

次の費用は、固定資産の取得価額に算入しないことができる。

- ① 取得のための借入金の利息 (**基通7-3-1の2**)。
- ② 割賦販売および延払条件付譲渡契約により取得した場合の、契約によって明確に区分されている利息および売手側の代金回収のための費用など(基通7-3-2)。
- ③ 土地の取得に対して課される特別土地保有税および不動産取得税、自動車取得税、 事業所の新増設に係る事業所税、登録免許税その他登録に要する費用(基通7-3-3-2)。
- ④ 自社研究に基づく工業所有権の出願料、特許料その他登録に要する費用(基通7-3-14)。



#### 固定資産の取得価額に算入する費用

例示	取得価額に算入 する資産の科目	ポイント
固定資産の取得に関連して支 出する地方公共団体への寄付、 負担金。 実質的に資産の代価を 構成すべきものと認め られるもの	その資産	寄付等をすることが条件の ため、著しく低価で取得でき た場合などが該当する。 (基通7-3-3)
土地の測量、地盛り、地ならし、埋立てなど、整地に要した費用。 防壁、上下水道、石積みなど土地利用のための工事費	土 地	建物、構築物等の基礎のための地盛り費用など、土地改良のためでないものは、建物、構築物等とすることができる。また、これらの費用であっても、規模、構造などから土地と区分することが適当なものは構築物とすることができる。 (基通7-3-4)
土地、建物等の取得に際して支払う立退料など。	土 地建物等	借地人への支払いと、借家 人への支払いがある。 (基通7-3-5)
土地等とともに取得した建物等で、取得後おおむね1年以内に取り壊すなど、当初から土地のみを利用する目的が明らかな場合の建物の帳簿価額および取壊し費。	土 地 または 借 地 権	(基通 7 — 3 — 6)
借地権の取得価額に含まれる次の費用 ① 建物等の購入代価のうち借地権の対価と認められる部分の金額 ② 賃借した土地の改良のための整地費用 ③ 借地契約に当たり支出した手数料その他の費用の額 ④ 建物等の増改築に当たり土地所有者などに支出した費用	借 地 権	①の金額が、建物の購入代価のおおむね10%以下であるときは、建物等の取得価額とすることができる。
事後的に支出する費用。 当初からその支出が予定されているもので、 毎年支出することとなるもの以外のもの	その減価償却 資産	工場の落成などに伴って支 出する記念費用等は、取得価 額に算入しないことができる。 (基通7-3-7)
電話の設置に当たり取得し た電話電信債券の発行価額か ら時価を控除した金額。	電話加入権、電信信加入権、電信電話施設利用権	(基通 7 — 3 —16)

〈大蔵財務協会「否認項目集」より〉

#### 源泉部会

#### 部会長 四ヶ所 守

昭和58年役員改選の際に源泉部会長という大任に指名されて、あっという間に2年の任期が経過しました。その間税務署担当官、部会役員、事務局の皆様より適切なご指導とご協力を得て、源泉所得税の取扱いについて研修会等開催してきましたが、部会長としては大いに反省し、またその責任の重さをひしひしと感じています。

三橋会長がいつも云われるように町田法人会の 事業活動が円滑に行われ、会員の信頼を得るため に各地区会、委員会、部会の活力ある活動が必要 であります。

源泉部会としても会員に役立つ研修会等の活動 を積極的に行ない、税に対する取扱い知識の向上 と会員事業所の発展への基礎作りに尽したいと念 願しています。しかしながら現状では大いに不安 であります。現在の部会は、いちおう従業員規模 30人以上の78社で組織されているが、規模的に約 130社の法人会員が未加入のま、であり、参加を呼びかけたところであります。

組織の強化のみが全てではないが、実現したら 活発な議論を通じて部会員の真に必要な要望もキ ヤッチでき、税務当局ともより一層の密接な連絡 協調をはかっていけば、充実した部会活動につな がるものと確信しています。

現在部会役員会においても本年度事業計画の推進と併せて、組織の強化に向けて準備をす、めており、よろしく御支援下さい。

源泉所得税というと、日常は担当者任せの処理 で済ましているが、一連の研修会、説明会に出席 してその種類も多く複雑となっているなというの が実感であり、これの誤った取扱いは後日、事業 所にも従業員にも多大の困惑を招くことになる。

それだけに常に知識の向上を期し、特に改正の 内容については注意したいものである。

そして源泉所得税をもっと分かり易くしてもらいたいし、軽くしてもらえないだろうか。

#### 税制委員長を任命されて

#### 税制委員長 井之上 哲 夫

この度、税制委員長を任じられました。今年度 の税制委員会は森山兼光副委員長、石川光男委員 川口修一委員、八木要委員という構成です。どう ぞ宣敷くお願い致します。

ご承知の通り、税制委員会の主たる事業は、税制に関して皆さまから寄せられたご意見を、東法連がとりまとめる税制改正要望事項へとつなげることにあります。昭和61年度の税制改正要望事項は、去る6月21日に開催された東法連本年度第一回税制委員会に於て決定されており、今秋の税制

改正要望大会に提出される予定です。ここで、そ の一部を簡単にご紹介させていただきます。

#### 法人税制について

- ○現行法人税を、時限立法期限の到来する61年 度には旧税率に戻すこと。
- ○軽減税率適用所得金額を 1,500万円に引き上 げ、800万円以下のものについては税率を20% とすること。
- ○資本金1億円以下の同族会社に対しては留保 金課税を撤廃すること。

#### 所得税制について

- ○最高税率現行70%を50%に引き下げ、税率区 分を縮少すること。
- ○給与所得控除、配遇者控除、扶養控除を引き

上げること。

相続税制について

- ○基礎控除金額を、 5,000万円に法定相続人 1 人当たり 800万円を加えたものに引き上げる こと。
- ○贈与税も、基礎控除を 200万円に引き上げる こと。
- ○相続税、贈与税の最高税率を60%に引き下げること。
- このほか、間接税制や地方税制について、さら

に改正要望事項・個別事項の部では法人税、所得税、間接税関係、通達、法令関係等細目にわたって計 101項目が取り上げられています。今回は紙面の都合で省略致しますが、機会があれば個々についても又ご紹介申し上げたいと思います。

税制委員会といたしましては、私たち中小法人 の税負担が少しでも軽くなるよう活動して参りた いと思います。会員の皆さまのご協力をお願い申 し上げます。

#### この頃おもふこと

婦人部長 堤 敏子

なんとなくあとでと思ふのが会合通知のお返事を出すことです。もう少し先のことだと思い、あとでと思ふことでいつか忘れてしまいます。往復ハガキの返信も出さない、こんなことが時々あり反省している状態です。

婦人部の研修会の通知を出しても、その反応のないときは、とても辛いおもいをいたします。きっと青年部もそうだと思います。

中小企業の奥様は企業の片方の輪であり、従業 員のこと経理関係、又家族の健康管理、その他の 雑事など本当に御多忙と思います。

会を運営するにあたりまして御通知にはお返事をいたゞきたく思います。準備もあるので人員を 把握したいと思ふのです。多忙な時をさいての御 出席は私にとって皆様のお顔は太陽のようにみえ ます。そしてきいてみたり、みてみたり、税の勉 強をし、話題も豊かになってよいことだと思ふの です。家族の幸せ、健康のかなめは主婦にあると 思いますす。健やかに明るくそしてよい伸間をも 長いと云われる老後の為の趣味をもち御主人を支 え頑張っていたゞきたいと思います。

私ごとですが数年前、成田山へおまいりにゆき 手相をみてもらいました。その時易者の云うこと に「貴女は何んでもやりたい人ですが、御主人あっての貴女です。趣味はひとつに絞りあとはチョ ボチョボにして御主人を大切にしなさい。といわれました。ズバリ自分のことを云われドキッとし ました。今でもその言葉は忘れられないものになっています。とかく甘えがちな世の中でのよい御 忠告と思いました。

御主人との二人三脚は平凡の様ですが幸せなことです。

かって評論家の秋山チエ子さんはこんな事をおっしゃいました。「自分は年をとったので、明るく 美くしく過すために全身をみられる鏡を家の中へ 幾つかつけ、いつもうつしては背筋を伸ばしてい ると。」

皆様もどうぞ明るく美しくお過しなさいます様 に御祈りいたします。そしてよりよき婦人部の育 成の為に御協力下さいます様、心より御願い申し 上げます。

研修会のご報告

婦人部監査 松 山 節 子

第二回研修会を2月25日、太陽神戸銀行3F会 議室をお借りして、税務署より高梨統括官、会津 指導官、親会より鈴木副会長の御臨席を載き、「上 手な調査の受け方」「婦人の健康管理」と題して税 務研修をおこないました。

丁度月末、25日と皆様お忙しい日取りでしたが 28名の会員参加のもと午前11時よりなごやかに開 会致しました。

1部は高梨統括官、会津指導官によりスライド

をまじえ「上手な調査の受け方」"知ってて良かっ た対処法。としてふだんの正しい処理方法

- ○税法の改正事項の勉強を………
- ○誠意で接し好感をもたれるよう……
- ○逃げないで信念をもって主張を……
- ○質問には即答を心がけるよう……

等私達婦人は直接調査に立ち合う機会が少いと 思いますが、種々の書類、時に伝票等常にわかり 安く記帳する心がけが大切と大へん勉強になりま した。

2 部は栗原クリニック院長先生が診療の休憩時 間を婦人部会の為「婦人の健康管理」と題し、忙 しいから健康管理、とくに成人病について①ガン ②脳疾患③心臓病とていねいに図解をしながら御 講義いただき、後スライドで統計等の説明がござ いました。特にガンの死亡率は①胃ガン(発生か

されたりします。

その方法としては、

所得税の

受けるためには翌年、確定申告

このような所得税の軽減等を

ら死亡迄18年間もか、り早期の3年~5年は自覚 症状がなく8年~10年で変化がわかる)②直腸及 び大腸ガン (便秘をさけ繊維質の物を食する) ③ 肺ガン (タバコを1本吸うと寿命が6分縮まる) ④子宮ガン ⑤肝臓ガン (血液検査でわかる) ⑥ 乳ガン (5万人に1人の割合) の順位だそうです 又心臓病については①年令②高コレストロール血 症③高血圧④タバコ⑤ストレス⑥糖尿病⑦肥満⑧ 男・A型以上の人達がか、りやすい条件です。特 に全体としてタバコお酒を飲む人に発生率が高く 日常の生活態度である程度防げると思いました。 又病気にか、ったならば早期発見早期治療が大切 と痛感致しました。又、黄緑野菜(トマト・人蔘 ・カボチャ等) ビタミンA・C・Eの含まれた物 ・魚等・全体としてバランスよい献立に心掛ける よう再認識致しました。

きます。 ちらか有利な方を選ぶことがで

軽に税務署へご相談ください。

法による方法の二つがあり、 維損控除による方法と災害減免

مع

万一、災害にあったら、

を行うことが必要です。

住宅や家財に損害を受けたとき や地震、火災などの災害により めの対策を考えたいものです。 風情報を的確にキャッチして早 ところで、台風による風水害 所得税が軽減されたり免除

> の価格の2分の1以上であると 額に応じて所得税額が軽減又は きに適用され、その年の所得金

免除されます。

額が6百万円以下の人が災害に あい、その損害額が住宅や家財

集中して襲ってきています。 台風の被害は、ほとんど9月に 熱帯低気圧。歴史に残るような

台

い夏が過ぎ、 9月に入 に あ つ た

ると台風シーズンの到来

暑

١

# 害

災

台風と国によってよび方の違う

ハリケーン、ウラガンそして

# 法人会会費の自動振替のお勧め

当法人会費の納入方法については、三井ファイナンス、サービスに委託しており、 公共料金などでおなじみの便利な自動振替の方法があります。当会の事業活動を円 滑に進める為に便利な自動振替のご利用をせつにお願い申し上げます。

なお、近いうちに、当法人会の役員が、自動振替のお勧めのため、まだご利用い ただいていない会員企業に対しお伺いすることがありますが是非、自動振替にご協 力を賜りますよう、お願い申し上げます。

◎ 口座振替日 毎年10月6日 1. (休日の場合は翌営業日) 〃 4月6日

なお、口座振替後に、ハガキにて引落結果をご案内申上げます。

- 2. 会費の月額および支払期間(6か月)は従来どおりです。
- 三井ファイナンスサービス 3. 提携先
- 通帳印字文言は「ミツイファイナンス」が大半ですが、一部金融機関で「ジフリ」、 リカエ」等と表示される場合がありますので、あらかじめご了承願います。
- 5. ご利用いただける金融機関 公共料金と同様総ての金融機関の口座を指定できます。
  - ◎ 都市銀行、信託銀行、地方銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合、農協。

この社会あなたの税が生きている

ています。 災害滅免法による方法とがありま 和な暮らしをめざすために、 措置があります。 ツは対象外ー 務相談室へ。ただし親父のゲンコ 災害によって損害を受け ろな救済措置が設けられてい 税金には、 詳しくは最寄りの税務署や税 所得税法に定める雑損控除と 税金の面でもいろいろな救済 国が国民の豊かで平 その方法とし た いろ 場

ま

が毎年のように全国各地に発生し でも台風や集中豪雨による被害 「の一つに数えられています。 わが国は、 世界でも災害の多

雷

火事

税のプロムナード

お貼りください。 このシールを切り取って確定申告書に

#### 研修委員会よりお知らせ

研修委員長 中島貞雄

研修委員会より、会員各位にお願いとご報告を 申しあげます。

松町田法人会第5回通常総会は5月27日、千寿閣にて無事終了致しました。今年は役員改選の期に当り、一部役員の変更もあり、私が研修委員長として就任することになりました。宜しくご指導とご支援をおねがい申しあげます。

さて本年度の町田法人会の事業は専ら研修行事 に重点をおき計画されております。

まず別記、新設法人及び決算期法人に対する税務説明会は毎月定期に実施されておりますが、中級簿記の講座も8月22日を第一回として実施致します。

なおその他、

- (1) 各地区においての研修会
- (2) 一般会員、源泉、青年·婦人各部会合同 研修会、年二回程度
- (3) 弁護士による、経営に役だつ法律知識等について

実のある研修会を計画しておりますので、開催 通知のありました節はお繰合のうえ、ぜひご出席 頂きますよう特にお願い申しあげます。

#### 法人会の研修会にご参加下さい

町田法人会の8月以降の定例研修会日程

新設法人税務説明会			決算法人税務説明会			明会		
日	程	講	師		H	程	講	師
8月2	2日(木)	山内和	说理士	8	月2	6日(月)	中込程	<b></b>
9月2	0日金	川鍋	"	9	月2	4日(火)	和田	"
10月1	8日金	大沢	"	10	月2	1日(月)	井家	L "
11月1	5日(金)	田山	"	11	月1	8日(月)	飯島	"
12月1	3日(金)	植木	"	12	月1	6日(月)	松下	"
1月1	7日(金)	印東	"	1	月2	0日(月)	長崎	"
2月1	4日(金)	広島	"	2	月2	4日(月)	渋谷	"
3月2	0日(木)	松沢	"	3	月2	4日(月)	横内	"

- ※ 企業経営に参考となる資料を取揃えて、 皆様のご出席をお待ちしておりますので奮っ てご参加下さい。(無料)
- ② 会場は新設、決算共、2月・3月を除いて 町田税務署三階会議室。2月・3月は確定 申告時期になりますので、会場は別の処に なりますが、何れも事前にご連絡致します。

# 昭和60年度 実務簿記 講習会について 中級 実務簿 記講座

日 程

8月22日(木) 8月29日(木)

9月5日(木) 9月12日(木) 9月19日(木)

9月26日(木)

10月3日(木) 10月11日(木) 10月17日(木)

会場 町田市社会福祉協議会二階会議室講師 石井一弘 税理士 東海大講師以上により開催致します。

なお、この講座につきましては7月31日に会員 の皆様あて、封書にてご連絡申しあげて ありますので、奮ってご参加下さるよう おすすめ致します。

会費は、全講座を通じて 2,000円です。

※本年度、初級実務簿記講座は、5月9日より 7月18日まで全課程9回60数名の方が受講されて好評裡にめでたく修了しました。

